

晩冬の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は、一宮大木土地区画整理事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

仮換地（案）の検討状況について

昨年の10月26日から実施しました仮換地（案）個人説明会には、多くの方（組合員の99%）にご出席いただき、ありがとうございました。

その後の状況につきましては、前回の「区画整理だより」（第21号）にてお報せのとおりですが、現在、ご意見への回答がまとまりつつあります。

ご意見を慎重に検討した結果、個人説明会で提示しました案でお願いするものと、変更するものがあります。変更（案）するものにつきましては、再度、該当者に個人説明会を開催します。

これをもって、仮換地指定に向けて、準備を進めたいと存じます。

今後の予定としましては、準備が整ったところを見計らって、臨時総代会を開催し、仮換地指定を行う予定です。

個人説明会でいただいた主なご意見と組合の考え方につきましては、裏面に記載いたしました。組合の基本方針である「公平・公正」のもと、慎重に検討してまいりました。

お詫び

仮換地指定の時期につきましては、仮換地（案）の個人説明会が一通り終了した後に手続きに入り、平成23年3月に実施の予定をしておりました。上記のように、その検討作業と関係する方への再度の個人説明会実施にともない、多少の遅れが生じることになると思われまます。

「仮換地指定を一刻も早く」と希望される方々には、大変、ご迷惑をお掛けいたしますが、もうしばらくお待ちくださるようお願いいたします。



【連絡先】 住所：豊川市一宮町豊1丁目1番地
一宮大木土地区画整理組合事務所（豊川市一宮庁舎1階）
TEL/FAX：0533-93-4911
E-mail：ichinomiyaooigi@royal.ocn.ne.jp

仮換地（案）個人説明会での主なご意見と組合の考え方

《換地に関するもの》

- 減歩率が納得できない。
 - A 換地規程及び土地評価基準に基づく計算結果によるものです。
ただし、位置、形状等の条件が変更になった場合は、それに応じて減歩率が変わります。

- 清算金が払えない。
 - A 定款では、分割払いは最長2年間の規定がありますが、ご負担いただき易い環境として、期間を長くするように変更を考えております。

- 駐車場が減ってしまう。
 - A 新たな金銭負担が生じますが、条件が可能であれば仮換地及び保留地処分で配慮を考えてまいります。

- 仮換地面積が小さいため、土地利用がしにくい。
 - A 新たな金銭負担が生じますが、条件が可能であれば仮換地及び保留地処分で配慮を考えてまいります。

《換地以外のもの》

- 道路、公園の位置を変えられないか。
 - A 事業計画で決まっており、現計画でお願いします。
ただし、個人的な内容でなく、事業運営上支障があれば検討します。

- 工事のスケジュールは。
 - A 仮換地指定後、工事着手が可能となります。
先ず調整池を造り、その後、道路工事、公園工事を行います。その中で道路工事は、道路延長が長いこと、他事業（上・下水道、電気、電話等）と調整を図る中で同時に施行する必要があること、場所によっては建物等移転を行わなければ工事が出来ないことがあり、事業の中で最も整備に期間を費やすこととなります。